

はじめに

社会経済が大きく変化する中で、消費者トラブルは多様化、複雑化しています。また、大阪府内の消費生活相談窓口には、20歳代以下の若者からも多くの相談が寄せられています。今後、民法の成年年齢が引き下げられた場合、18歳で親権者の同意がなくても契約できるようになり、高校生の消費者トラブルが増えたり、高校生が悪質商法のターゲットとなることが懸念されています。このような中、消費者として自立した判断を行うことができる若者を育成するため、学校教育の中で消費者教育に取り組む必要性が高まっています。

このたび、大阪府消費生活センターでは、高校の教職員の方々が消費者教育に使っていただける教材を作成しました。この教材は、高校生が契約など消費生活に関する基本的な知識や消費者として主体的に行動できる能力と態度を身に付けるとともに、自分の行動が社会や環境、国内外の経済に影響するという意識を持って生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民」となることをめざしています。

この教材には、消費生活相談窓口に寄せられる若者に関する事例や関連するデータを多く取り入れています。また、授業ですぐに使えるワークシートをつけており、どの題材からでも簡単に取り組めるようにしています。このワークシートは、高校生が主体的に問題を発見し、能動的に学ぶことができるとともに、同級生と意見交換しながら学習を進めることができるなど、アクティブラーニングの教材として活用していただくための工夫をしています。本教材が、貴校における消費者教育実践の一助となることを切に願っています。

最後に、本教材の作成にあたりまして、大阪教育大学の鈴木真由子教授、並びに大阪府教育庁のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

平成 29 (2017) 年 2 月

大阪府消費生活センター

平成 24 (2012) 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、消費者教育とは「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」であると定義されました。消費者が公正で持続可能な社会づくりに主体的に参加する「消費者市民社会」の考え方が明記され、これからの消費者教育が「どうしたら被害にあわないか」だけでなく、「どういう消費行動をとれば社会に貢献できるか」をめざす教育になったといえます。

大阪府では、平成 27 (2015) 年 3 月に大阪府消費者基本計画を策定し、この計画の「基本目標 3 消費者教育に関する計画的な施策の推進」を、消費者教育の推進に関する法律第 10 条に基づく府の消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格をもつものとして、消費者教育を体系的・総合的に推進するべく取り組んでいます。また、幼児期から高齢期まで、各ライフステージにあった継続的な消費者教育が求められることから、ライフステージごとにどのような能力を身に付けることが必要とされるかをまとめた「大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」を作成しており、本教材はこれに基づいて作成しています。